

「13世紀中部ライン流域におけるユダヤ人」

『周縁民』・『市民』の定義をめぐって

古川誠之

ドイツ中世都市におけるユダヤとはなにか。中世都市に関する関心は今日なお盛んであり、ユダヤ史もまた大いに関心を持たれている。しかし「ドイツ中世都市におけるユダヤ」と限定すると、日本における研究の数はわずかなものにとどまっている。本報告ではこのような現状を、日本人研究者のドイツ中世都市研究が大いに依拠してきた、中世都市モデルにかかわる問題性と見て、その特徴を明らかにしようと試みる。

前提として、まずドイツにおける研究動向との関連が指摘されねばならない¹。ドイツにおいては、中世都市史研究とユダヤ学は長期間にわたり、異なる研究ジャンルとして理解されてきた。そのため、双方の研究成果が十分に結び付けられてはこなかった。この状況は、戦後の *Germania Judaica* シリーズの編纂、とくにその第3巻の刊行²を通じて、徐々に変化している。A.Haverkampの指導下にある、トリアー大学の各研究プロジェクト及び機関に関わる研究グループが、都市史研究とユダヤ研究との関連付けを積極的に行っているという点からも特筆されるべきだろう。他方で、戦後期に生じた社会史に対する関心の増大は、特にフランス流の諸概念の導入とも関連して、「都市におけるユダヤ」をいかに分析対象とするか、なおコンセンサスを得ていないように見受けられる³。

他方で、日本における研究動向は独自の展開を見た。中世都市論の分野ではM. ウェーバーの都市類型論が大いに取り入れられたことと関連して、中世都市がウェーバーの言う“Occidentale Stadt”類型の側にひきつけられ、都市の聖的要素が強調されなくなる傾向が生じていた。他方で、中世ヨーロッパの賤民というテーマに取り組んだ阿部謹也は、1970年代以降の日本史における賤民研究の成果に刺激を受けた⁴。その際の阿部の関心は、日本人にとってのいわば理想像として受け入れられてきた、肯定的なイメージで構成されたヨーロッパ像を相対化しようとする点に向けられていた。阿部の視点はきわめて日本人研究者としての特徴を備えていた。いわば中世ヨーロッパを把握するための視覚が、きわめて意識的に日本史研究の方法論にひきつけられたことになる。阿部の研究においてはドイツの研究動向と歩みを同じくしながらも、日本史研究における賤民概念および人類学の知見をより積極的に取り込んだという点で、ドイツの研究動向とは異なる像を示したと言える。阿部の視点では、このようなユダヤ理解と中世都市世界は緊密に結びついており、日本における「中世都市とユダヤ」研究に大いに影響を与えた。

「ドイツ中世都市とユダヤ」に関する日独双方の研究動向において、こんにち注意が向けられているのは「地理的偏差」と「時代的偏差」であろう。ユダヤ学的研究の時点ですでに確認でき、特に人類学的手法を取り入れたことによってしばしば強調されたような、静態的な歴史像の修正を試み

¹ M.Toch, *Die Juden im mittelalterlichen Reich*. München 1998.ここではS.72ff.

² *Germania Judaica. Bd. 1. Von den ältesten Zeiten bis 1238.* hrsg.v. Z. Avneri, Tübingen 1963. *Bd.2. Von 1238 bis zur Mitte des 14. Jahrhunderts* (2.Halbbde). hrsg.v. Z. Avneri, Tübingen 1968. 第3巻は中世後期を対象とし、1987年以来刊行が続いている。

³ さしあたり、F.Graus, *Randgruppen der städtischen Gesellschaft im Spätmittelalter.* in: *Zeitschrift für historische Forschung* 8, 1981, S.385-437; *Randgruppen.* hrsg.v. B.-U. Hergemöller, Warendorf 1990.

⁴ 阿部「中世賤民身分の成立について」『歴史評論』368、1980年、44-58頁。

るために、本報告では以下の諸点を確認することにより、「ドイツ中世都市とユダヤ」というテーマに関して特徴づけを試みた。

まず、初期中世のドイツにおいて、ユダヤがしばしば商人の代名詞として名を挙げられるケースが常であった点を、オットー朝以降の国王文書を例として紹介した。古典的学説においては中世都市成立における遠隔地商業の重要性、ならびに遠隔地商人の役割が強調される傾向があり、この傾向は今日においても決して排除されてはいない。だとすると、中世都市勃興以前のこの遠隔地商人の活動と、中世都市成立における商人層の役割とのつながりが、あらためて問い直されるべきだろう。そこにユダヤ遠隔地商人はいかに位置づけられ、いかに「中世都市の成立」に関わるのか、という問題提起が生じることを確認した。

他方で、いわゆる「中世都市制度の確立」(H.Planitz)以降も、ライン流域においてはユダヤ共同体の活動が見られる。そのためウェーバー的理解の点からも、阿部の視点からも、このユダヤ共同体は中世都市における「異物」として把握される傾向があった。しかし「異物」とは何か。そのように特徴づけるとき、理念型としてはきわめて世俗的で、かつ単一の信仰のみをもつ人間集団としての都市共同体が「異物」としてのユダヤの面前にたちあらわれてくることになる。このような矛盾した理解が残存している点は、より追及されるべきだろう。異端研究やマイクロヒストリー研究が示しているように、実際には中世都市はきわめて宗教的な凝集力を持つと同時に、決して単一の信仰には包摂されえない、錯綜した宗教共同体群と見ることができる。重要な点は、これらの錯綜した聖的關係がいかに統合されるかというプロセスを確認することである。中世都市のいわゆる「前コムーネ」期には、この統合は国王、あるいは都市君主の支配という形でなされていた。前述のように、オットー朝期の国王文書に現れるユダヤ遠隔地商人の活動も、これら君主の支配のもとで保証されていた。しかし都市共同体制度の確立にともなって、ユダヤの生活の基盤も問い直されざるを得ない。ドイツではそのため、13世紀後半になって明らかに、ユダヤあるいはユダヤ特権に関わる紛争が、国王、都市君主、都市共同体の間で頻繁に生じたことを確認できる。本報告ではコブレンツ市にあらわれた、1280年代から1307年の文書を例に、異なる信仰をもつユダヤ共同体がいかにキリスト教徒共同体である中世都市に受け入れられるか(あるいは、それを甘受するか)を述べた。

以上の点から確認できるように、ドイツ中世都市の形成とユダヤ共同体との関係は、同時並行的であると同時に緊張感をはらんだものであった。この点は、(キリスト教徒の)都市君主と(キリスト教徒の)都市共同体と類似した現象であるといえる。とすると、聖的な共同体としての中世都市の形成過程について、より踏み込んだ検討が必要なのではないだろうか。とりわけ都市における地誌上の問題、とくに日本で「ゲットー」と称されるユダヤ定住地区の中世的展開に、より注意を払うべきだろう。ついで中世人の(天上のエルサレムのみメシスとしての)都市理解と、ユダヤがなぜキリスト教徒の都市に住み続けるのかという動機の問題との関連性にも目が向けられるべきだろう。そして最後に、キリスト教徒の法文書を史料として利用するのと同様に、ユダヤの法文書の解釈と調査がなされるべき点を確認したい。

なお本報告をもとにした論考を、既に下記のかたちで公表している。

●「もう一つの共同体:中世ライン流域におけるユダヤ」

『早稲田大学教育学部学術研究(外国語・外国文学編)』55、2007年3月、63-73頁。

(インターネットリソース:[早稲田大学リポジトリ](#))

●「周縁民としてのユダヤ:コブレンツの共同体における「内」と「外」

『西洋史論叢(早稲田大)』28、2006年12月、103-112頁。